

竹富町告示第84号

西表島における特定自然観光資源に係る立入承認事務の取扱要領を次のように定める。

令和6年8月29日

竹富町長 前泊 正人

西表島における特定自然観光資源に係る立入承認事務の取扱要領

(目的)

第1条 町は、西表島エコツーリズム推進全体構想に従い特定自然観光資源を指定する件（令和6年8月29日竹富町告示第82号）及び西表島エコツーリズム推進全体構想に従い特定自然観光資源の所在する区域への立ち入りを制限する件（令和6年8月29日竹富町告示第83号）により、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号。以下、「法」という。）の規定による特定自然観光資源を指定する旨、当該特定自然観光資源所在区域への立ち入りを制限する旨の告示を行った。本取扱要領は、これらの告示を踏まえ、法第10条第1項の規定に基づき行う、西表島における特定自然観光資源に係る立入承認事務（以下、「立入承認事務」という。）の処分にあって必要となる事務的事項を定めることで、特定自然観光資源制度の運用を円滑に行うことを目的とする。

(様式等)

第2条 法第10条第1項の規定により立ち入りが制限されている区域へのエコツーリズム推進法施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省令第1号）第5項第2項の規定による承認の申請に用いる申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 法第10条第1項の規定により立ち入りの承認を受けた者に対し交付する立ち入りの承認証（以下、「立入承認書」という。）は、別記様式第2号によるものとする。

3 法第9条第3項及び第10条第6項の規定に基づき竹富町の職員（竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例（令和5年竹富町条例第23号）第6条第1項の規定により事務の委託を受けた者に属する者を含む。）が携帯する身分証明書は、別記様式

西表島における特定自然観光資源所在区域への立入承認申請書

エコツーリズム推進法第 10 条第 1 項の規定により、特定自然観光資源の所在する区域への立入り承認を受けたく、次のとおり申請します。

令和 年 月 日

竹富町長 殿

代表者の住所 (個人にあつては事業所得に係る納税地の住所)
 (法人にあつては法人登記申請書における本店の住所)
 代表者の氏名 (個人にあつては氏名)
 (法人にあつては商号、代表者の役職名及び氏名)
 申請を代行する
 登録引率事業者名

立入ろうとする日	年 月 日	立ち入ろうとする者の数	人
特定自然観光資源の名称	ヒナイ川・西田川・古見岳・浦内川源流域・テドウ山		
立入り条件	登録引率事業者に同行を依頼する・利用者全員が講習を受講する		
立入りの目的	観光・その他 ()		
同行する登録引率ガイドの氏名			
立ち入る順路又は範囲			
承認事務手数料の決 済 者	登録引率事業者 ・ 申請 者		
代 表 者	電 話 番 号	年 齢	
	メ ー ル ア ド レ ス		

(裏面に続く)

同 行 参 加 者	①	氏 名		年 齡	
	②	氏 名		年 齡	
	③	氏 名		年 齡	
	④	氏 名		年 齡	
	⑤	氏 名		年 齡	
	⑥	氏 名		年 齡	
	⑦	氏 名		年 齡	
	⑧	氏 名		年 齡	
同 行 研 修 者	観光ガイド 免許番号		氏 名		
	観光ガイド 免許番号		氏 名		

(注意)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 「特定自然観光資源の名称」、「立入り条件」、「立入りの目的」及び「承認事務手数料の決済者」欄については、該当するものに○を付けること。
3. 記載欄が不足する場合は、適宜欄の追加等を行うこと。

(文 書 番 号)

(文 書 日 付)

(代表者の氏名) 殿

立入承認証

エコツーリズム推進法第10条第1項の規定に基づき、特定自然観光資源の所在する区域への立入りを承認する。

1. 立 入 日 時 :
2. 立 入 人 数 :
3. 特定自然観光資源の名称 :
4. 立 入 条 件 :
5. 立ち入る巡路又は範囲 :

竹富町長 前泊 正人

(公 印 省 略)

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできない。）に竹富町長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。）に、竹富町（訴訟において竹富町を代表する者は竹富町長。以下同じ。）を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えをすることはできない。）に、竹富町を被告として提起することができる。

エコツーリズム推進法抜粋

（特定自然観光資源に関する規制）

第十条 市町村長は、認定全体構想に従い、第 8 条第 1 項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であって主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。

3 第 1 項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町村長が定める数の範囲内において行うものとする。

4 市町村の当該職員は、第 2 項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。

5～6 （略）

（罰則）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第 10 条第 4 項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかった者

様式第 3 号

(表面)

(文書番号)		中止の指示等をする職員の身分証明書	
所属		写真貼付欄 <small>(縦 3.0 cm × 横 2.5 cm)</small>	
職名			
氏名			
生年月日	年 月 日 生		
有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
竹富町長			

(裏面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げるエコツーリズム推進法の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により中止又は退去の指示をする職権を有するものです。この証明書を携帯する者による中止又は退去の指示に従わないで、当該行為を行った場合は、同法第 19 条又は第 20 条の規定による罰則の対象となることがあります。	
エコツーリズム推進法の条項	該当の有無
エコツーリズム推進法第 9 条第 2 項	
エコツーリズム推進法第 10 条第 4 項	
連絡先	竹富町役場自然観光課 石垣市美崎町 11 番地 1 TEL : 0980-83-1306